

参 考 条 文

○ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）

（受験の資格要件）

第 44 条 人事院は、人事院規則により、受験者に必要な資格として官職に応じ、その職務の遂行に欠くことのできない最小限度の客観的且つ画一的な要件を定めることができる。

○ 人事院規則 8—18（採用試験）（抄）

（受験資格）

第 8 条 第三条第一項から第三項までに掲げる採用試験（第四条第一項に掲げる採用試験にあっては、区分試験）の受験資格は、別表第三に定める。

2 （略）

3 経験者採用試験である採用試験の受験資格は、人事院が定める。

別表第三 採用試験の受験資格（第 8 条関係）

採用試験の種類 ごとの名称	区分試験	受験資格
（略）	（略）	（略）
国家公務員採用 総合職試験（大 卒程度試験）	政治・国際 ・人文 法律 経済 人間科学 デジタル 工学 数理科学・ 物理・地球 科学 化学・生物・ 薬学 農業科学・ 水産 農業農村工 学 森林・自然 環境 教養	次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二 十一歳以上三十歳未満の者 ロ 試験年度の四月一日における年齢が二 十一歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三 月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格 があると認める者 (3) （略）

国家公務員採用 一般職試験（大 卒程度試験）	行政 デジタル・ 電気・電子 機械 土木 建築 物理 化学 農学 農業農村工 学 林学 教養	次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二 十一歳以上三十歳未満の者 ロ 試験年度の四月一日における年齢が二 十一歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三 月までに大学を卒業する見込みの者並 びに人事院がこれらの者と同等の資格 があると認める者 (2) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）に基づく短期大学（以下単に「短 期大学」という。）又は同法に基づく高 等専門学校（以下単に「高等専門学校」 という。）を卒業した者及び試験年度の 三月までに短期大学又は高等専門学校 を卒業する見込みの者並びに人事院が これらの者と同等の資格があると認め る者 (3) （略）
（略）	（略）	（略）
皇宮護衛官採用 試験（大卒程度 試験）		次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二 十一歳以上三十歳未満の者 ロ 試験年度の四月一日における年齢が二 十一歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三 月までに大学を卒業する見込みの者並 びに人事院がこれらの者と同等の資格 があると認める者 (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業し た者及び試験年度の三月までに短期大 学又は高等専門学校を卒業する見込み の者並びに人事院がこれらの者と同等 の資格があると認める者
（略）	（略）	（略）
刑務官採用試験 （大卒程度試	刑務A	一 次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二

験)		十一歳以上三十歳未満の男子 □ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の男子で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
	刑務B	二 次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の女子 □ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の女子で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
(略)	(略)	(略)
法務省専門職員 (人間科学) 採用試験	矯正心理専門職A	一 次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の男子 □ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の男子で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
	矯正心理専	二 次に掲げる者

	門職 B	イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の女子 □ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の女子で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
	法務教官 A	三 次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の男子 □ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の男子で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) (略)
	法務教官 B	四 次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の女子 □ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の女子で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) (略)
	(略)	(略)
	保護観察官	七 次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 □ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格

		があると認める者 (2) (略)
(略)	(略)	(略)
外務省専門職員 採用試験		次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 □ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) (略)
財務専門官採用 試験		次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 □ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) (略)
国税専門官採用 試験	全ての区分 試験	次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 □ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
(略)	(略)	(略)
労働基準監督官 採用試験	全ての区分 試験	次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 □ 試験年度の四月一日における年齢が二

		十一歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
航空管制官採用試験		次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) (略)
(略)	(略)	(略)
海上保安官採用試験		試験年度の四月一日における年齢が三十歳未満の者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
(略)	(略)	(略)

○ 平成 23 年人事院公示第 18 号 (抄)

1 (略)

2 大卒程度の者に行う採用試験関係

- 一 規則別表第 3 国家公務員採用総合職試験 (大卒程度試験) の項ロ (2)、同表法務省専門職員 (人間科学) 採用試験の項第 1 号ロ (2) 及び第 2 号ロ (2)、同表国税専門官採用試験の項ロ (2) 並びに同表労働基準監督官採用試験の項ロ (2) に規定する「人事院が (1) に掲げる者と同等の資格があると認める者」、同表国家公務員採用一般職試験 (大卒程度試験) の項ロ (1)、同表皇宮護衛官採用試験 (大卒程度試験) の項ロ (1)、同表刑務官採用試験 (大卒程度試験) の項第 1 号ロ (1) 及び第 2 号ロ (1)、同表法務省専門職員 (人間科学) 採用試験の項第 3 号ロ (1)、第 4 号ロ (1) 及び第 7 号ロ (1)、同表外務省専門職員採用試験の項ロ (1)、同表財務専門官採用試験の項ロ (1) 並びに同表航空管制官採用試験の項ロ (1) に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があ

ると認める者」並びに同表海上保安官採用試験の項口に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

イ～ニ （略）

ホ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。）及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

ニ 規則別表第3国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項口(2)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項口(2)、同表刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第1号口(2)及び第2号口(2)並びに同表財務専門官採用試験の項口(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

イ・ロ （略）

ハ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、次に掲げるいずれかの課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者（(2)に掲げる課程に係るこれらの者にあつては、当該課程への入学が平成29年4月1日前である者に限る。）

(1) 学校教育法第132条の文部科学大臣の定める基準を満たす課程

(2) 修業年限が2年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であつて、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするもの

ニ～チ （略）

三～五 （略）

3～5 （略）

○ 平成26年人事院公示第22号（抄）

1～5 （略）

6 規則第8条第3項の規定に基づき、経験者採用試験である採用試験の受験資格は、その採用試験（第2項の規定により区分された採用試験にあつては、区分試験）ごとに別表第4の受験資格欄に掲げるとおりとする。

7 （略）

別表第4

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
経験者採用試験	(略)	(略)
(係長級(事務))	府省合同 B	試験年度の4月1日において、次の各号のいずれかに掲げる日から起算して当該各号に定

		める期間を経過した者 一～十一 （略） 十二 学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校、高等学校の専攻科の課程（同法第58条の2の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）又は専修学校の専門課程（同法第132条の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）（以下「短期大学等」という。）を修了した日 9年 十三～十七 （略） 十八 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。） 7年 十九 （略）
(略)	(略)	(略)

○ 学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第91条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

③ （略）

第102条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

② (略)

第 125 条の 2 専修学校（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下この章において「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には、専攻科を置くことができる。

② 専修学校の専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第 132 条 専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

○ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（抄）

第 155 条 学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の登録する学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

一～四の二 (略)

五 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程（学校教育法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程をいう。以下同じ。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六～八 (略)

2 (略)